

平成 22 年度税制改正に関する要望

平成 21 年 10 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、昨年秋以降の世界的な金融危機・同時不況の下で、輸出の大幅な落ち込みなどにより、企業業績・雇用環境が急速に悪化しました。その後、累次の経済政策の実施、G20 における金融安定化の枠組み、各国での景気刺激策等への取組みにより、現在、景気は持ち直しつつあります。今後さらに、この回復の流れを確実なものにしていくことが、我が国経済の最重要課題であります。

そのためには、家計及び企業等の資産運用と資金調達を直接結びつける機能を担い、経済の重要なインフラである証券市場を、活力があり公正で透明性が高く、信頼できる市場として整備及び確立することが急務となっています。また、経済活動のグローバル化が進展し、成長著しいアジア諸国の金融・資本市場の重要性が高まっている一方で、我が国金融・資本市場の地位低下が指摘されているところです。我が国の金融・資本市場を国際化し、市場を通じた内外資金フローを拡大させていくことは、我が国経済の発展にとっても重要であります。アジア諸国が国際金融センターを目指し市場整備を競っている情勢を鑑みると、戦略的な観点から、早急に市場整備に取り組むべきであると考えます。

こうした認識のもと、証券界では、個人を含む幅広い投資者が安心して投資を行うことができる裾野の広い厚みのある証券市場を形成することを目指し、「貯蓄から投資へ」の流れを加速、確実なものとするための取組みを引き続き推進しているところであります。その実現に向けて、重要インフラである金融証券税制について、投資環境の整備及び証券市場の国際競争力強化のために相応しい制度改革が必要と考えます。

まず、個人を含む投資者が自らの判断で長期的に幅広く金融商品に投資することを可能とするためには、頻繁な制度変更、複雑な条件付加は極力避け、恒久的で安定した簡素でわかりやすい税制を目指すべきであります。さらに金融商品間の中立性に配慮し、投資者のリスク許容度を高めることができる制度整備も行うべきであります。そのためには、実務的な課題を十分に検証したうえで、金融所得全般に対する一体化課税について、その促進を図る必要があると考えます。

また、証券市場の安定性という点からは、個人の市場参加を促すことが重要ですが、個人金融資産の大半を占める預貯金からリスクマネーへの資金移動を促進する仕組みとして、政策的に税制のインセンティブを設ける必要があると考えます。昨年度税制改正におきまして、上場株式等の譲渡所得及び配当所得の軽減税率が継続されたこと及び一定額の投資に対する非課税措置という考え方が認められたことは非常に意

義深いことと認識しています。

このほか、企業の中長期の資金調達手段及び投資者の運用手段の多様化のための公社債市場の活性化に向けた税制措置、高齢者層に偏在する金融資産を若年層に円滑に移転するための相続・贈与に係る税制措置、また、老後に備えた資産形成を後押しするための確定拠出年金制度に係る税制措置についても、重要な施策であると考えます。

つきましては、平成22年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅰ．「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための簡素な税制措置

1. 「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするため、現行の上場株式等の譲渡益、配当金等に対する軽減措置を継続すること
2. 少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版 I S A）の制度設計に当たっては、投資家の利便性及び証券会社等の実務に配慮した簡素なものとする

Ⅱ．金融所得に関する課税の一体化を促進するための税制措置

1. 金融商品に係る税制を簡素なものとしつつ、金融商品全般を公平かつ中立に取扱うため、幅広く金融商品間の損益通算の範囲を拡大し、当該通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認め、個人投資者がリスク資産に投資しやすい環境を整備すること
2. 特定口座において上記 1 に係る損益通算の対象の拡大措置を認めること
3. 上場株式等及び公募株式投資信託の配当金等について二重課税の調整を図る措置を講じること
4. 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を 3 年間から 7 年程度に延長すること

（注 1）上記 1 及び 2 を実施するに当たっては、投資家及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面を配慮し十分な準備期間を設けること。

（注 2）公社債及び公社債投資信託に係る譲渡益に対する課税を実施する場合には、公社債等の譲渡損益と、利子所得及び償還差損益との損益通算を一体的に実施するとともに、それに伴う激変緩和措置・経過措置を講じること。また、公社債に係る損益通算については、公社債の種類を限定するのではなく、私募債、仕組債などすべての公社債を対象とすること。

（注 3）金融所得課税の一体化の進展に配慮した上で、納税者の利便性の向上や事務の負担を考慮し、納税全般の利便性向上に寄与する何らかの番号の活用について検討されることが望ましい。

III．公社債市場の活性化に向けた税制措置

1. 非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債及び地方債以外の公社債）の利子、償還差益について非課税とすること。また、同措置が講じられる場合には、非居住者・外国法人の受け取る振替国債及び振替地方債の償還差益についても非課税とすること
2. 非居住者・外国法人の受け取る民間国外債の利子、発行差金の非課税措置を恒久化又は延長すること
3. 公共法人等、金融機関又は金融商品取引業者等が利子計算期間の途中で外国法人から国外公社債を取得した場合において、当該国外公社債の利子のうち外国法人が所有していた期間に係る部分に相当する額についても、源泉徴収を不要とする措置を講じること
4. 国内金融機関等が支払いを受けるケイマン法人等が発行する民間国外債の利子について非課税措置を講じること
5. 振替国債等の利子の非課税措置を受けることができる適格外国証券投資信託の範囲を拡大すること

IV．相続・贈与に係る税制措置

- 高齢者から若年層への資産移転を円滑に行い、幅広い年齢層の投資促進に資する観点から、株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までの間のうち最も低い最終価格」、「相続・贈与の日から申告をする日までの間のうち最も低い最終価格」のいずれかを選択できるような措置等を図ること

V．投資信託等に係る税制措置

1. 不動産投資法人による不動産の取得にかかる登録免許税の軽減措置を恒久化又は延長すること
2. 非居住者・外国法人の不動産関連株式等（不動産投資証券を含む）への投資に係る譲渡所得課税を緩和すること
3. 特定目的会社の配当金等を損金算入するために必要となる、特定社債の国内募集要件を撤廃すること
4. マザーファンドについて、受益証券の不所持制度を利用した場合であっても所得税法施行規則第72条の4における税額控除の適用を受けられることを、明確化すること

VI．確定拠出年金制度に係る税制措置

- 1．確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- 2．確定拠出年金制度について、制度上企業型における従業員拠出を認め、税制上の措置を講じること
- 3．年間の拠出額の水準を引き上げること

VII．特定口座制度等の利便性向上に係る税制措置

- 以下に掲げる有価証券について、一定の要件のもと、特定口座への受入れを可能とする措置を講じること
 - ① 特別口座で管理される上場株式等及び担保権解除等で返還される上場株式等
 - ② 担保設定等により担保設定者が開設する特定口座から払い出された上場株式等及び公募株式投資信託（担保権解除前に一部が処分されている場合も含む。）
 - ③ 非上場会社の株主に対して、合併・株式交換等により交付された既上場会社の株式
 - ④ 非適格ストックオプションの権利行使により取得した上場株式等
 - ⑤ 株式給付信託（日本版 E S O P）により取得した上場株式等

VIII．延長・恒久化要望

- 1．上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長すること
- 2．取得費特例（平成 13 年 9 月 30 日以前から引き続き所有していた上場株式等を平成 22 年 12 月 31 日までに譲渡した場合には、平成 13 年 10 月 1 日の終値等の 80% 相当額を取得費として譲渡損益の確定申告を行うことが認められている。）の期限を恒久化又は延長すること

IX．国際課税に係る税制措置

- 内国法人が間接保有する特定外国子会社等から支払を受ける剰余金の配当等について益金不算入の対象とする等、外国子会社合算税制の見直しを行うこと

X．その他

(顧客交付書類・各種届出書関係)

1. 配当等の支払通知書等及び特定口座年間取引報告書の電子交付（PDF）書類のプリントアウト版を確定申告書の添付書類とすること
2. 所得税法第 25 条第 1 項の規定による配当等とみなす金額にかかる支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成（年間一括交付方式）することを可能とする措置を講じること
3. 特定口座年間取引報告書への源泉徴収選択口座内配当等に係る明細の記載の省略を認めること
4. 年間を通じて特定口座内保管上場株式等の譲渡及び源泉徴収選択口座内配当等の受入れがなかった顧客について、特定口座年間取引報告書の交付を省略可能とすること
5. 金融商品取引業者が顧客から提出を受ける税務上の各種届出書等に係る押印欄を削除する（押印を不要とする）こと
6. 特定口座開設届出書等について電磁的方法による届出を可能とする措置を講じること
7. 金融商品取引業者が顧客から提出を受ける税務上の各種届出書等に係る用紙サイズの指定を撤廃すること

(その他)

8. 既に金融商品取引業者に対し税法上の告知を行っている顧客が、特定口座の開設届出を行う場合等であって当該金融商品取引業者に対して過去に届出した内容（氏名及び住所）から変更がない場合には、本人確認書類の提示及び提出は不要とすること（但し、税法上の本人確認書類が既に提示されている場合に限る）
9. 税法上の告知等において必要とされる本人確認書類の範囲につき、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類と統一すること
10. 金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等につき、振替に係る業務を行う法人を支払の取扱者とする規定を削除すること

以 上